

人事制度の修正について

2025年 4月
日本貨物鉄道株式会社

高年齢者雇用安定法の改正により、企業に対し65歳までの雇用義務が課せられている中で、2023年度からは公務員の定年年齢が段階的に引き上げられた。この流れを受け、民間企業においても2031年以降に65歳定年が法制化される見通しとなる。また、2025年度からは高年齢雇用継続給付金の給付額が縮小するなど、61歳以降の社員の生活保障の観点からも、定年年齢延長を早期に実施したい。

これに加え、プロフェッショナル職群では昇格昇級に長い期間を要しており、社員のモチベーションの低下がみられるとの声があがっていることを受け、上位等級までの距離を刻み、目標を明確化することで、等級基準に定義される役割を発揮している社員が早く上位等級に上られる制度へ変えるとともに、昇給の仕組みを見直し、社員の昇職意識のさらなる向上を図る。

1 定年年齢の段階的延長について

現行制度では、満60歳に達する日の属する年度の翌年度の7月末を「定年」と定めているが（就業規則第45条第1項）、これを2025年度以降、2年に1歳ずつ段階的に延長し、2033年度に移行を完了、定年を満65歳に達する日の属する年度の翌年度の7月末とする。

【表1】定年年齢の延長時期

年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
生年月日/定年	61歳		62歳		63歳		64歳		65歳		
① 1964/4/2～1965/4/1	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳
② 1965/4/2～1966/4/1	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
③ 1966/4/2～1967/4/1	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
④ 1967/4/2～1968/4/1	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳
⑤ 1968/4/2～1969/4/1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳

(1) 移行期間の取り扱いについて

たとえば、生年月日が②1965/4/2～1966/4/1にあたる社員の定年年齢は満62歳に達する日の属する年度の翌年度の7月末となり、同年同月末日をもって定年退職となる。その後、満65歳に達する日の属する年度の翌年度の7月末まではシニア社員として雇用継続が可能となる。

なお、生年月日が⑤1968/4/2～1969/4/1以降にある社員は、定年年齢は満65歳に達する日の属する年度の翌年度の7月末となる。

(2) 61歳以降の勤務および賃金について

満60歳に達する日の属する年度の翌年度の7月末以降の勤務・賃金は、「正社員」として勤務するか、「現行のシニア社員B」として勤務するかのいずれかを選択できるものとする。

なお、定年延長の移行期間である1964/4/2～1968/4/1生まれの社員においては、現行の運用との兼ね合いから、移行期間における定年退職の翌日から満65歳に達する日の属する年度の翌年度の7月末までは「シニア社員A」または「シニア社員B」を選択し、シニア社員として雇用継続をすることができる。たとえば②1965/4/2～1966/4/1にある社員の場合、満62歳に達する日の属する年度の翌年度の7月末までは定年延長期間となるため「正社員」または「シニア社員B」として勤務し、定年退職後、満65歳に達する日の属する年度の翌年度の7月末までは「シニア社員A」または「シニア社員B」を選択し、シニア社員として雇用を継続することができる。

【表2】61歳以降の勤務および賃金

社員区分	コース選択	転勤範囲	特休数	就労制限	基本給
一般	正社員雇用	職群定義による	58日	なし	正社員と同水準
シニア	シニア社員（コースB）	シニア社員雇用 契約書による	82日	あり	シニア社員就業規則による
シニア	シニア社員（コースA）		58日	あり	シニア社員就業規則による

(3) 退職金の取り扱いについて

退職金の支払い時期については、定年年齢が65歳に到達する社員については延長後の定年年齢で受給する。表1①～④にあたる社員は、現行制度の定年年齢である満60歳に達する日の属する年度の翌年度の7月末または改正後の定年年齢に達する日の属する年度の翌年度の7月末のいずれかを選択することができる。いずれを選択した場合であっても受給する退職金については、退職所得控除の対象となる。

退職ポイントの取り扱いについては、【表1】①～④にあたる社員は支払い時期を現行制度の定年年齢を選択した場合も、新制度の定年年齢を選択した場合も、1ポイントにつき10,000円として換算する。この場合退職ポイントの積算については、新制度の定年年齢を選択した場合のみとなり、現行制度の定年年齢で退職金を受給した場合には、退職ポイントの積算は行わない。

2 等級制度および、基本給/昇給額表の改定

(1) 等級制度の見直し

現行制度ではR（レギュラー）1級が指導係としての役割を担い、R（レギュラー）2級およびI（インストラクター）が主任としての役割を担っていたが、これを次のとおり見直す。

プロフェッショナル職群およびエキスパート職群においては、指導係をR（レギュラー）等級とし1級および2級を設け、主任をI（インストラクター）等級とし1級および2級を設ける。さらに、プロフェッショナル職群のキャリアパスとしてC等級を新設する。

プランナー職群においても、指導係をR（レギュラー）等級とし、主任をI（インストラクター）等級とする。それぞれの等級における1級～2級の段階は設けない。

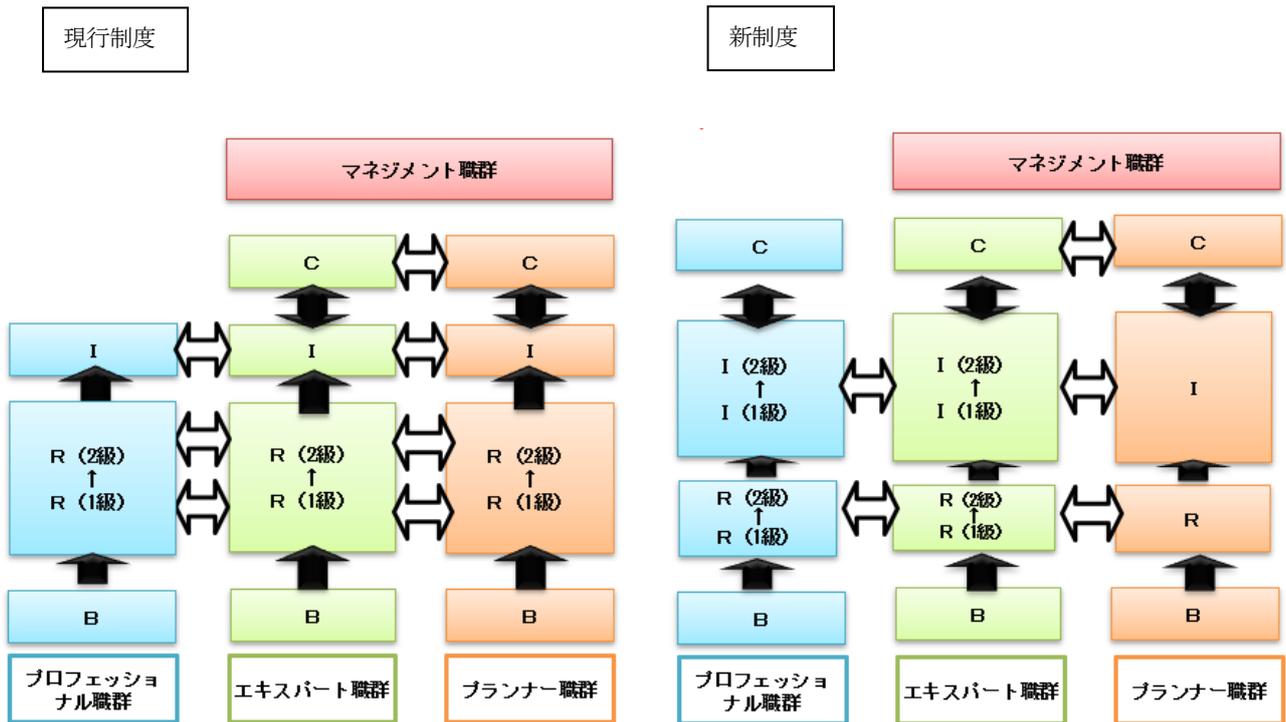
【表3】等級定義

等級名	業務知識・技能・経験	期待される役割
C:キャプテン	Iの業務知識・技能・経験を含め、自職場や業務の改善、問題解決力を有している。	Iの役割を含め、管理者として職場の中心となって、まとめ、指導、職場実務の管理、および部下の労務管理・育成ができること。
I:インストラクター (1級:2級)	自職場内の全ての担務や担当業務を単独で完遂、担え、後輩、後進に指導、アドバイスする業務知識、技術能力、経験を有している。I2はこれに加え、将来の管理者としての資質を備えていること。	職場内の業務に習熟し、率先して業務に取り組み、リーダーとしての言動を有していること。 I2はこれに加え、管理者の補佐をしていること。
R:レギュラー (1級:2級)	複数の担務や担当業務を単独で完遂、担えるだけの業務知識、技術・技能、経験を有している。R2はこれに加え、多様な業務にチャレンジし、1級よりも高度な業務スキル(技術、技能、経験)を身につけていること。	職場における、業務・実務の中心となって業務を担っていること。 R2はこれに加え、後輩・後進のモデル、模範となること。

【表4】職名と対応等級

等級名 Pl/Ex・Pr		総合鉄道部	駅 信号場 操車場	機関区	車両所	保全技術 センター 工事管理事務所	共通 (事務)	非現業部門
C	C	助役	助役	助役	助役	助役	助役	主席
I	I (2級) I (1級)	営業主任 輸送主任 主任運転士 車両技術主任	営業主任 輸送主任	主任運転士 車両技術主任	車両技術主任	施設技術主任 電気技術主任	事務主任	主任
R	R (2級) R (1級)	営業指導係 輸送指導係 運転士 車両技術係	営業指導係 輸送指導係	運転士 車両技術係	車両技術係	施設技術係 電気技術係	事務指導係	課員
B	B	営業係 輸送係 車両係	営業係 輸送係	車両係	車両係	施設係 電気係	事務係	係

【表5】昇格等のイメージ図



① 移行措置

現行制度の在籍等級から新制度への移行については、2025年4月1日（2024年度の昇格及び昇級試験の可否反映後）の在籍等級に基づき行う。

【表6】新等級への移行

現等級	新等級	移行の考え方
C	C	・C在籍者はCへ移行
I	I (2級)	・I在籍者はI(2級)へ移行
R (2級)	I (1級)	・R(2級)在籍者はI(1級)へ移行
R (1級)	R (2級)	・現行R (1級) 在籍者は、 新R (1級) もしくは新R (2級) へ移行
	R (1級)	
B	B	・B等級はB等級へと移行

プロフェッショナル職群のC等級は新設のため移行なし

② 改正後の昇格昇級基準

等級制度の改正に伴い、昇格・昇級要件については下記の通り変更する。プロフェッショナル職群およびエキスパート職群においては、新R1等級から新R2等級への昇級は評価累積ポイントの累積および直近の年度評価がA以上であることを以て自動で昇級を行うこととする。これに対して新I1等級からI2等級への昇級については、面接試験を行い適性判断をしていく。

【表7】昇格昇級基準

プロフェッショナル職群

現行等級	受験資格	試験内容		新等級	受験資格	試験内容	
	評価	筆記試験	面接試験		評価	筆記試験	面接試験
—	—	—	—	C	・直近年度評価A以上 ・評価累積ポイント18ポイント以上	—	要
I	・直近年度評価A以上 ・評価累積ポイント32ポイント以上	—	要	I (2級)	・直近年度評価A以上 ・評価累積ポイント16ポイント以上	—	要
R (2級)	・直近年度評価A以上 ・評価累積ポイント28ポイント以上	一般常識・会社に関する内容	要	I (1級)	・直近年度評価A以上 ・評価累積ポイント14ポイント以上	一般常識・会社に関する内容	要
R (1級)	・直近年度評価A以上 ・評価累積ポイント4ポイント以上	一般常識・会社に関する内容	要	R (2級)	・直近年度評価2年連続A以上 ・評価累積ポイント10ポイント以上※1	—	—
				R (1級)	・直近年度評価A以上 ・評価累積ポイント4ポイント以上	一般常識・会社に関する内容	要

エキスパート職群

現行等級	受験資格	試験内容		新等級	受験資格	試験内容	
	評価	筆記試験	面接試験		評価	筆記試験	面接試験
C	・直近年度評価A以上 ・評価累積ポイント12ポイント以上	—	要	C	・直近年度評価A以上 ・評価累積ポイント12ポイント以上	—	要
I	・直近年度評価A以上 ・評価累積ポイント10ポイント以上	—	要	I (2級)	・直近年度評価A以上 ・評価累積ポイント10ポイント以上	—	要
R (2級)	・直近年度評価A以上 ・評価累積ポイント8ポイント以上	一般常識・会社に関する内容	要	I (1級)	・直近年度評価A以上 ・評価累積ポイント4ポイント以上	一般常識・会社に関する内容	要
R (1級)	・直近年度評価A以上 ・評価累積ポイント4ポイント以上	一般常識・会社に関する内容	要	R (2級)	・直近年度評価2年連続A以上 ・評価累積ポイント4ポイント以上	—	—
				R (1級)	・直近年度評価A以上 ・評価累積ポイント4ポイント以上	一般常識・会社に関する内容	要

プランナー職群

現行等級	受験資格	試験内容		新等級	受験資格	試験内容	
	評価	筆記試験	面接試験		評価	筆記試験	面接試験
C	・直近年度評価A以上 ・評価累積ポイント4ポイント以上	—	要	C	・直近年度評価A以上 ・評価累積ポイント4ポイント以上	—	要
I	・直近年度評価A以上 ・評価累積ポイント4ポイント以上	—	要	I	・直近年度評価A以上 ・評価累積ポイント8ポイント以上	一般常識・会社に関する内容	要
R (2級)	・直近年度評価A以上 ・評価累積ポイント4ポイント以上	一般常識・会社に関する内容	要	R	・直近年度評価A以上 ・評価累積ポイント2ポイント以上		要
R (1級)	・直近年度評価A以上 ・評価累積ポイント2ポイント以上	一般常識・会社に関する内容	要				

(2) 基本給表の改定

等級制度の改正に伴い、基本給表については【表8】のとおり改定する。

【表8】基本給表（職群別）

現行制度

Pr職群 等級	基本給	
	基準額	最低額
I	375,900円	255,600円
R (2級)	330,900円	240,600円
R (1級)	280,600円	184,300円
B	196,600円	170,600円

新制度

Pr職群 等級名	基本給	
	基準額	最低額
C	403,600円	300,600円
I (2級)	375,900円	255,600円
I (1級)	330,900円	240,600円
R (2級)	301,600円	207,800円
R (1級)	280,600円	184,300円
B	196,600円	170,600円

Ex職群 等級	基本給	
	基準額	最低額
C	403,600円	300,600円
I	375,900円	255,600円
R (2級)	330,900円	240,600円
R (1級)	280,600円	205,000円
B	217,300円	189,200円

Ex職群 等級名	基本給	
	基準額	最低額
C	378,900円	300,600円
I (2級)	347,000円	255,600円
I (1級)	309,200円	240,600円
R (2級)	282,000円	219,800円
R (1級)	262,500円	205,000円
B	210,600円	189,200円

Pl職群 等級	基本給	
	基準額	最低額
C	403,600円	300,600円
I	375,900円	255,600円
R (2級)	330,900円	240,600円
R (1級)	280,600円	226,600円
B	230,300円	214,100円

Pl職群 等級名	基本給	
	基準額	最低額
C	362,400円	300,600円
I	327,800円	255,600円
R	276,900円	233,600円
B	223,800円	214,100円

(3) 昇給額表の改定

等級制度の改正に伴い、昇給額表については下記の通り改定する。なお、【表8】に示した基準額到達後の昇給額については、【表9】に示す昇給額表の10分の1の金額とする。

【表9】昇給額表（職群別）

等級名称		昇給額表				
現行等級	新等級	S	AA	A	BA	B
C	C	6,600	6,300	6,000	5,700	5,100
I	I (2級)	6,100	5,800	5,500	5,200	4,700
R (2級)	I (1級)	5,500	5,300	5,000	4,800	4,300
R (1級)	R (2級)	5,000	4,800	4,500	4,300	3,900
	R (1級)	4,400	4,200	4,000	3,800	3,400
B	B	3,300	3,200	3,000	2,900	2,600

(4) 退職ポイントの改定

等級制度の改正に伴い、退職ポイントについては【表10】のとおり改定する。

【表10】退職ポイント（資格等級ポイント）

現行等級	Pr	Ex	Pl	新等級	Pr	Ex	Pl
C	-	35	35	C	35	35	35
I	30	30	25	I (2級)	30	30	25
R (2級)	30	25	20	I (1級)	30	25	
R (1級)	25	25	15	R (2級)	25	25	15
				R (1級)	25	25	
B	10	10	10	B	10	10	10

以上